

パートも！ 学生アルバイトも！

**新潟県最低賃金は**

**時間額 803円**

**になります**

新潟県最低賃金額は、従来の時間額778円から25円引き上げられ、本年10月1日から803円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられていますので、ご相談ください。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
  - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話： 025-288-3527
- 働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
  - ・新潟県働き方改革推進支援センター（新潟県社会保険労務士会内）  
電話： 0120-009-229 ・ 025-250-5222  
相談メール： soudan@sr-niigata.jp  
ホームページ： <http://www.sr-niigata.jp/>
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
  - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話： 025-288-3504
  - ・各労働基準監督署

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階

新潟労働局 労働基準部 賃金室

電話 025-288-3504、FAX 025-288-3515